

病院労組 だより



府職の友号外

2024年3月6日

2月29日、病院機構当局より病院労組に対して①「看護補助者処遇改善臨時手当(加算額)の支給額について」、②「子育て部分休暇の創設について」以上2点の提案がありました。

看護補助者処遇 改善手当の支給

「看護補助者処遇改善手当」については、国の経済対策に基づき、看護補助者の確保及び定着を促進するため、看護補助者を対象に国からの助成金を活用として、令和6年2月(2月に遡って)から5月までの間、看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6000円を支給するという内

5センターの看護補助者(非常勤も含む)に処遇改善の臨時手当支給へ

容です。

機構当局から、対象者は、5センターに勤務する看護補助者(看護補助者として業務に専ら従事する看護助手、病棟クラーク、病棟婦(夫)、病棟クラーク業務を行う事務補助(非常勤職員を含む。))となりますとの説明がありました。

府職労・病院労組としては協議期限までに意見集約していくことにしています。

子育て部分休暇の創設

「子育て部分休暇の創設について」は、秋の交渉でも回答していた内容で、育児による職員の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児を両立できる職場環境とするため、小学校就学前までの子を養育する期間を対象にしてい

る育児休業制度に加え、小学一年生の子を養育する期間を対象とする子育て部分休暇制度を創設するというものです。

協議期限はいずれも3月21日までとなっていますのでご意見をお寄せ下さい。

労働組合に加入しよう

みんなの願いをみんなで実現するのが労働組合です。加入する人、声をあげる人が増えれば増えるほど、大きな力を発揮することができます。労働組合に加入していない人は、この機会に加入してください。

府職労への
加入はこちら



看護補助者処遇改善臨時手当(加算額)の支給について(提案)

1 提案理由

国においては、「デフレ完全脱却のための経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、看護補助者の確保及び定着を促進するため、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために、令和6年2月から5月までの間、看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額を、都道府県を通じて補助する制度が創設された。このため、機構においてもこの補助制度を活用し、看護補助者処遇改善臨時手当(加算額)を支給する。

2 内容

(1) 対象者

大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター及び大阪母子医療センター(以下「5センター」という。)に勤務する看護補助者

【続きは、2面へ】

(看護補助者としての業務*に専ら従事する看護助手、病棟クラーク、病棟婦(夫)、病棟クラーク業務を行う事務補助及び外来クラーク業務を行う事務補助(非常勤職員含む。))

* 看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)、看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等

(2) 期間

令和6年2月分から5月分まで

(3) 支給要件等

月の初日に5センターに勤務する常勤の看護補助者に月額6,000円を支給する。(非常勤職員の看護補助者は1時間当たり39円(ただし、月給者は、月額6,000円))

3 実施日

令和6年3月27日(水)(令和6年2月1日(木)遡及適用)

4 協議期間

令和6年2月29日(木)から令和6年3月21日(木)まで

子育て部分休暇の創設について(提案)

1 提案理由

育児による職員の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児を両立できる職場環境とするため、小学校就学前までの子を養育する期間を対象にしている育児部分休業制度に加え、小学一年生の子を養育する期間を対象とする子育て部分休暇制度を創設する。

2 内容

(1)対象となる期間

小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年に在学している子を養育する期間

(2)対象職員

常勤職員のうち次に掲げる職員を除いた職員

①職員就業規則第35条第1項に規定する育児短時間勤務を行う職員

②短時間常勤職員就業規則第2条に規定する短時間常勤職員

(3)取得できる時間

勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間以内で30分単位

(4)給与等の扱い

勤務しない1時間につき、職員給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額(育児部分休業と同じ。別紙参照。)

3 実施日

令和6年3月27日(水)(令和6年4月1日適用)

4 協議期間

令和6年2月29日(木)から同年3月21日(木)まで